

福井県議会規則第 号

福井県議会議規則の一部を改正する規則（案）

福井県議会議規則（昭和四十八年福井県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その他事故」を「その他の事由」に改める。

第五条を次のように改める。

（会期）

第五条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集日から起算する。

第十九条第一項中「承認」を「許可」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第十九条第二項を次のように改める。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書または口頭により、請求しなければならない。

第十九条第三項中「承認」を「許可」に改める。

第四十六条第一項中「必要がある」の下に「と認める」を加え、同条に次の一項を加える。

2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第四十七条を次のように改める。

（再審査のための付託）

第四十七条 議会は、委員会の審査または調査を経て報告された事件で、なお審査または調査の必要があると認めるときは、さらにその事件を同一の委員会または他の委員会に付託することができる。

第四十九条第一項中「簡易な事項について」を「議長が特に許可した場合」に改める。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(請願の紹介の取消し)

第八十九条の二 会議の議題となった請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から文書により請求しなければならない。

第九十一条第二項中「に対する」を「への」に改める。

第九十二条第二項中「に規定する」を「の」に改める。

第一百三条第一項中「通知する」を「通知しなければならない」に改める。

第二百二十三条中「委員長に」を「委員長は」に改める。

第二百五条第一項第四号中「事務局」を「議会局」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 委員会報告書および少数意見報告書

第二百二十九条に見出しとして「(協議または調整を行うための場)」を付し、同条第三項に次のただし書を加える。  
ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

第二百二十九条第五項中「運営に関し」を「運営その他」に改める。

第三十条に見出しとして「(議員の派遣)」を付し、同条第一項中「ときには」を「ときは」に改める。

別表世話人会の項中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和元年六月一日から施行する。

## 提案理由

議会の事務局の名称を議会局に改めること等としたため、この案を提出する。